

千葉海区漁場計画

第一 千葉海区漁場計画の内容

一 漁業権に関する事項

- (1) 共同漁業権 . . . 1 ページ
- (2) 区画漁業権 . . . 44 ページ
- (3) 定置漁業権 . . . 56 ページ
- (4) 短期共同漁業権 . . . 59 ページ
- (5) 短期区画漁業権 . . . 61 ページ

二 保全沿岸漁場に関する事項 . . . 64 ページ

第二 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

一 漁業法第64条第4項の規定により聴いた千葉海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 . . . 64 ページ

二 漁場図

- (1) 共同漁業権 . . . 65 ページ
- (2) 区画漁業権 . . . 93 ページ
- (3) 定置漁業権 . . . 107 ページ
- (4) 短期共同漁業権 . . . 113 ページ
- (5) 短期区画漁業権 . . . 114 ページ

三 類似漁業権以外の漁業権 . . . 119 ページ

第三 漁業の免許予定日 . . . 119 ページ

第四 漁業の免許の申請期間 . . . 119 ページ

第一 千葉海区漁場計画の内容

一 漁業権に関する事項

その一

- 1 公示番号 共第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点
 - イ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分二二・六九三八秒の点
 - ウ 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - オ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - カ 北緯三五度三九分〇六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	ほんびのすがい漁業	〃
餌むし漁業	〃	
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 市川市
- 7 条件 なし

その二

- 1 公示番号 共第二号
- 2 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東二丁目地先
- 3 漁場の区域 次の基点東二十六号と基点東二十六号の一の点を結んだ線、基点東二十六号の二、ア、イ及び基点東二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点東二十六号 北緯三五度二六分三一・七七六三秒、東経一三九度五六分五五・三四五〇秒の点（木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標^{びょう}）
 - 基点東二十六号の一 北緯三五度二六分三二・八七九二秒、東経一三九度五六分五五・六一〇二秒の点（袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）南西上端）
 - 基点東二十六号の二 北緯三五度二七分二二・八四四四秒、東経一三九度五七分〇四・一一〇九秒の点（袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）北西上端）
 - 基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五秒の点（木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した標^{びょう}）
 - ア 北緯三五度二七分二六・九〇九三秒、東経一三九度五六分五七・六七八七秒の点（基点東二十六号から一度五五分一、七〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度二七分二三・三四四六秒、東経一三九度五五分四三・四一三五秒の点（基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 木更津市牛込、金田東二丁目（旧牛込の区域に限る。）及び金田東三丁目（旧牛込の区域に限る。）

7 条件 なし

その三

1 公示番号 共第三号

2 漁場の位置 木更津市金田東二丁目から畔戸に至る地先

3 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五秒の点（木更津市旧牛込と旧市田中島との境界付近に設置した標^{びょう}柱）

基点東二十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八秒の点（木更津市中島と旧市瓜倉との境界付近に設置した標柱）

基点東二十九号 北緯三五度二五分二一・〇二六三秒、東経一三九度五四分〇一・二二四五秒の点（木更津市基本基準点（二等三角点畔戸））

基点東三十号 北緯三五度二四分三八・三一〇四秒、東経一三九度五四分一三・二五四五秒の点（木更津市畔戸と旧市久津間との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度二七分二三・三四四六秒、東経一三九度五五分四三・四一三五秒の点（基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度二六分五七・二一七五秒、東経一三九度五三分三九・九六九四秒の点（基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点）

ウ 北緯三五度二五分五九・二九三六秒、東経一三九度五二分三二・四七〇一秒の点（基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点）

エ 北緯三五度二五分一四・六二六六秒、東経一三九度五二分一〇・八八四七秒の点（基点東二十九号から二六五度五五分二、七九〇メートルの点）

オ 北緯三五度二四分二二・二四五六秒、東経一三九度五二分四六・八一九〇秒の点

カ 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点（基点東三十号から二六五度三五分一、一一〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

	もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 おおのがい漁業 餌むし漁業	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から十一月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 木更津市金田東一丁目、金田東二丁目（旧中島の区域に限る。）、金田東三丁目（旧中島及び旧中野の区域に限る。）、金田東四丁目、金田東五丁目、金田東六丁目、中島、瓜倉、畔戸及び中野

7 条件 なし

その四

1 公示番号 共第四号

2 漁場の位置 木更津市久津間及び江川地先

3 漁場の区域 次の基点東三十号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東三十号 北緯三五度二四分三八・三一〇四秒、東経一三九度五四分二三・二五四五秒の点（木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱）

基点東三十二号 北緯三五度二三分四五・八一九六秒、東経一三九度五四分二三・一三二四秒の点（木更津市江川と同市中里との協定境界標柱）

ア 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点（基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点）

イ 北緯三五度二四分二二・二四五六秒、東経一三九度五二分四六・八一九〇秒の点

ウ 北緯三五度二三分二八・三一四一秒、東経一三九度五三分〇三・四一六〇秒の点（基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点）

エ 北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分〇一・三〇〇六秒の点（基点東三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根

7 条件 なし

その五

1 公示番号 共第五号

2 漁場の位置 木更津市中里地先

3 漁場の区域 次の基点東三十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東三十二号 北緯三五度二三分四五・八一九六秒、東経一三九度五四分一三・一三一四秒の点（木更津市江川と同市中里との協定境界標柱）

基点東三十三号 北緯三五度二三分三一・五三五七秒、東経一三九度五四分一九・二三六一秒の点（木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱）

ア 北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分一・三〇〇六秒の点（基点東三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点）

イ 北緯三五度二三分二八・三一四一秒、東経一三九度五三分三・四一六〇秒の点（基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点）

ウ 北緯三五度二三分八・七三〇八秒、東経一三九度五三分七・三六六八秒の点（基点東三十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点）

エ 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点（基点東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 木更津市中里

7 条件 なし

その六

1 公示番号 共第六号

2 漁場の位置 木更津市吾妻から新港に至る地先

3 漁場の区域 次の基点東三十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域

基点東三十三号 北緯三五度二三分三一・五三五七秒、東経一三九度五四分一九・二三六一秒の点（木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱）

ア 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点（基点東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点）

イ 北緯三五度二三分八・七三〇八秒、東経一三九度五三分七・三六六八秒の点（基点東三十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点）

ウ 北緯三五度二二分四一・〇三八一秒、東経一三九度五三分一六・七一三六秒の点

エ 北緯三五度二二分四八・一八四四秒、東経一三九度五三分五二・九二二八秒の点

オ 北緯三五度二二分四七・九五七九秒、東経一三九度五四分二・〇一八八秒の点

カ 北緯三五度二三分四・三六七三秒、東経一三九度五四分四一・五五三五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝渕

7 条件 なし

その七

1 公示番号 共第七号

2 漁場の位置 木更津市地先

3 漁場の区域 次の基点東二十六号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域から木更津港内港を除く区域

基点東二十六号 北緯三五度二六分三二・七七六三秒、東経一三九度五六分五五・三四五〇秒の点（木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標^{びら}）

基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三三三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五秒の点（木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した標^{びら}）

基点東二十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八秒の点（木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱）

基点東二十九号 北緯三五度二五分二一・〇二六三秒、東経一三九度五四分一・二二四五秒の点（木更津市基本基準点（二等三角点畔戸））

基点東三十二号 北緯三五度二三分四五・八一九六秒、東経一三九度五四分一三・一三一四秒の点（木更津市江川と同市中里との協定境界標柱）

ア 北緯三五度二七分五六・四二一六秒、東経一三九度五六分五八・九二八四秒の点（基点東二十六号から一度五五分二、六一〇メートルの点）

イ 北緯三五度二七分二三・七一八四秒、東経一三九度五四分三二・一二二三秒の点（基点東二十七号から三〇七度四〇分二、七四〇メートルの点）

ウ 北緯三五度二六分五七・二二七五秒、東経一三九度五三分三九・九六九四秒の点（基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点）

エ 北緯三五度二五分五九・二九三六秒、東経一三九度五二分三二・四七〇一秒の点（基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点）

オ 北緯三五度二三分二七・六三四五秒、東経一三九度五一分四七・七九〇四秒の点（基点東三十二号から二六一度一七分三、七一〇メートルの点）

カ 北緯三五度二二分四〇・九六四九秒、東経一三九度五一分四七・六四七六秒の点

キ 北緯三五度二二分四〇・七七二〇秒、東経一三九度五三分二五・三六五四秒の点

ク 北緯三五度二二分四五・六七六〇秒、東経一三九度五三分四〇・二一〇九秒の点

ケ 北緯三五度二三分二二・九二九五秒、東経一三九度五五分〇七・五〇七四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 木更津市

7 条件 なし

その八

1 公示番号 共第八号

2 漁場の位置 富津市富津地先

3 漁場の区域 次の基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにコと基点東四十五号の四の点を結んだ線とによって囲まれた区域

基点東四十三号 北緯三五度一九分六・六九二八秒、東経一三九度四八分五八・七六六六秒の点（富津市富津港東防波堤灯台）

基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分七・七五八三秒の点（富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱）

ア 北緯三五度一九分三二・二一〇七秒、東経一三九度四八分四五・八一五九秒の点

イ 北緯三五度一九分四二・〇二四三秒、東経一三九度四九分〇六・〇五五八秒の点

ウ 北緯三五度二〇分二九・三〇九九秒、東経一三九度四八分二九・一三二五秒の点

エ 北緯三五度二〇分五〇・五六二四秒、東経一三九度四八分四一・九三二九秒の点

オ 北緯三五度二〇分五六・八六三三秒、東経一三九度四八分三九・七一三〇秒の点

カ 北緯三五度二一分三三・一五六一秒、東経一三九度四八分二四・八六六〇秒の点

キ 北緯三五度二二分〇四・一〇九八秒、東経一三九度四七分五九・九一七五秒の点

ク 北緯三五度二〇分二二・二六四六秒、東経一三九度四五分二九・七一七七秒の点

ケ 北緯三五度一八分五三・〇秒、東経一三九度四六分〇五・〇秒の点

コ 北緯三五度一八分五二・〇秒、東経一三九度四六分一四・〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	みるくい漁業	〃
	たいらぎ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	なみがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	〃
餌むし漁業	〃	
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津

7 条件 なし

その九

- 1 公示番号 共第九号
- 2 漁場の位置 富津市富津地先
- 3 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、イ、ウ、エ及び基点南一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
 基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分〇七・七五八三秒の点（富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱）
 基点南一号 北緯三五度一八分〇八・六二六八秒、東経一三九度四九分三一・六九二八秒の点（富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱）
 ア 北緯三五度一八分五二・〇秒、東経一三九度四六分一四・〇秒の点
 イ 北緯三五度一八分五三・〇秒、東経一三九度四六分五・〇秒の点
 ウ 北緯三五度一七分二四・三三四〇秒、東経一三九度四七分二〇・三五四四秒の点
 エ 北緯三五度一六分三七・八一〇秒、東経一三九度四九分一七・九四〇三秒の点（基点南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点）
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	みるくい漁業	〃
	たいらぎ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	きす固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	こち固定式刺し網漁業	〃
	ひらめ固定式刺し網漁業	〃
	かに固定式刺し網漁業	〃
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津
- 7 条件 なし

その十

- 1 公示番号 共第十号
- 2 漁場の位置 富津市川名及び篠部地先
- 3 漁場の区域 次の基点南一号、ア、イ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
 基点南一号 北緯三五度一八分八・六二六八秒、東経一三九度四九分三一・六九二八秒の点（富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱）
 基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五〇分三七・五一四七秒の点（富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱）
 ア 北緯三五度一六分三七・八一〇秒、東経一三九度四九分一七・九四〇三秒の点（基点

南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点)

イ 北緯三五度一六分三五・九七九六秒、東経一三九度四九分三〇・〇一四〇秒の点 (基点

南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばかがい漁業	〃
	みるくい漁業	〃
	にし漁業	〃
	たこ漁業	〃
	餌むし漁業	〃
第二種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 富津市川名及び篠部

7 条件 なし

その十一

1 公示番号 共第十一号

2 漁場の位置 富津市千種新田から笹毛に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南二号、ア、イ及び基点南七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五〇分三七・五一四七秒の点 (富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱)

基点南七号 北緯三五度一四分〇三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の点 (富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱)

ア 北緯三五度一六分三五・九七九六秒、東経一三九度四九分三〇・〇一四〇秒の点 (基点南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点)

イ 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五〇分五二・八七八五秒の点 (基点南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばかがい漁業	〃
	みるくい漁業	〃
	あかがい漁業	〃
	にし漁業	〃
	つめたがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	たこ漁業	〃
	餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛

7 条件 なし

その十二

- 1 公示番号 共第十二号
- 2 漁場の位置 富津市湊から金谷に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南七号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点南七号 北緯三五度一四分三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の点
 (富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱)
 基点南十二号 北緯三五度一二分二二・八三六六秒、東経一三九度五〇分一四・五二二一秒の点
 (富津市竹岡と同市萩生との境界付近に設置した標柱)
 基点南十三号 北緯三五度一分三〇・九五九〇秒、東経一三九度四九分一七・一〇四九秒の点
 (富津市萩生と同市金谷との境界付近に設置した標柱)
 基点南十八号 北緯三五度九分一八・〇七七七秒、東経一三九度四九分〇六・〇六五三秒の点
 (富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱)
 ア 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五〇分五二・八七八五秒の点 (基点南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点)
 イ 北緯三五度一二分四七・四五五七秒、東経一三九度四九分二三・三五四九秒の点 (基点南十二号から三〇〇度二三分一、五〇〇メートルの点)
 ウ 北緯三五度一二分一・五八六一秒、東経一三九度四八分三一・〇一二四秒の点 (基点南十三号から三〇九度一、五〇〇メートルの点)
 エ 北緯三五度一〇分四六・一八九六秒、東経一三九度四八分〇・七八八九秒の点
 オ 北緯三五度〇九分一七・二一六八秒、東経一三九度四八分〇六・八〇三三秒の点 (基点南十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	あかがい漁業	"
	にし漁業	"
	ばい漁業	"
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	"
	なまこ漁業	"
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
餌むし漁業	"	

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

- 6 関係地区 富津市湊、竹岡、萩生及び金谷
- 7 条件 なし

その十三

- 1 公示番号 共第十三号
- 2 漁場の位置 富津市川名から金谷に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点南一号 北緯三五度一八分八・六二六八秒、東経一三九度四九分三一・六九二八秒の点
 (富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱)
 基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五〇分三七・五一四七秒の点
 (富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱)
 基点南七号 北緯三五度一四分三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八三六秒の点
 (富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱)
 基点南十三号 北緯三五度一分三〇・九五九〇秒、東経一三九度四九分一七・一〇四九秒の点
 (富津市萩生と同市金谷との境界付近に設置した標柱)
 基点南十八号 北緯三五度九分一八・〇七七七秒、東経一三九度四九分〇六・〇六五三秒の点
 (富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱)
 ア 北緯三五度一六分三七・八一一〇秒、東経一三九度四九分一七・九四〇三秒の点 (基点南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点)
 イ 北緯三五度一六分三五・九七九六秒、東経一三九度四九分三〇・〇一四〇秒の点 (基点南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点)
 ウ 北緯三五度一三分五六・〇七六五秒、東経一三九度五〇分三三・一七七七秒の点 (基点南七号から二六五度二、五〇〇メートルの点)
 エ 北緯三五度一二分一一・七九四〇秒、東経一三九度四八分一五・六四六一秒の点 (基点南十三号から三〇九度二、〇〇〇メートルの点)
 オ 北緯三五度一〇分五〇・一〇九四秒、東経一三九度四七分四一・六一一一秒の点
 カ 北緯三五度〇九分一六・九二八一秒、東経一三九度四七分四七・〇四九五秒の点 (基点南十八号から二六九度二、〇〇〇メートルの点)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いなだ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひらめ固定式刺し網漁業	〃
	かに固定式刺し網漁業	〃
	くるまえび固定式刺し網漁業	〃
	いか固定式刺し網漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 富津市川名、篠部、千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡、笹毛、湊、竹岡、萩生及び金谷
- 7 条件 なし

その十四

- 1 公示番号 共第十四号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町元名から大六に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ及び基点南二十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南十八号 北緯三五度九分一八・〇七七七秒、東経一三九度四九分〇六・〇六五三秒の点（富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱）

基点南二十一号 北緯三五度七分八・六八一八秒、東経一三九度四九分五四・五一五八秒の点（安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度九分一七・二一六八秒、東経一三九度四八分〇六・八〇三三秒の点（基点南十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度八分四一・九一七七秒、東経一三九度四八分五〇・〇四二八秒の点

ウ 北緯三五度七分二八・〇七二八秒、東経一三九度四九分〇・四三五二秒の点

エ 北緯三五度七分二八・二二七四秒、東経一三九度四九分二一・二二二六秒の点（基点南二十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はぼり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわり漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	〃
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
餌むし漁業	〃	
第二種共同漁業	いか小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六

7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その十五

1 公示番号 共第十五号

2 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島から岩井袋に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南二十一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南二十一号 北緯三五度七分八・六八一八秒、東経一三九度四九分五四・五一五八秒の点（安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱）

基点南二十五号 北緯三五度五分五九・五二〇三秒、東経一三九度五〇分〇八・一九六二秒の点（安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度七分二八・二二七四秒、東経一三九度四九分二一・二二二六秒の点（基点南二十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点）